科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年 6月 1日現在

研究種目:基盤研究(C)(一般)

研究期間:2007~2008 課題番号:19530028

研究課題名(和文) 行政紛争の調停的解決の研究

研究課題名(英文) The settlement of the administrative dispute and the ADR、the

Mediation in the Germany and the England

研究代表者

小林 博志 (KOBAYASHI HIROSHI) 東洋大学・大学院法務研究科・教授 研究者番号:80205484

研究成果の概要:

ドイツ及びイギリスにおいて、行政紛争を ADR 又は Mediation によって解決する方法が検討されている。ドイツでは、裁判外の調停・Mediation と裁判内の調停・Mediation が行われ、各州でそれぞれ試みが見られる。そして、裁判外の手続では、行政手続法の公法契約が問題となり、また、不服申立手続について Mediation を導入する試みなどが見られる。裁判内の手続では、裁判官の質問解明義務が問題となる。イギリスにおいては、行政紛争を ADR 又は Mediation によって解決することが認められているがしかし、低調である。ただし、公法事件における ADR、Mediation の検討は進められている。

交付額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2007 年度	600,000円	180,000円	780,000円
2008 年度	500,000円	150,000 円	650,000円
年度			
年度			
年度			
総計	1100,000円	330,000 円	1430,000 円

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・公法学

キーワード: 行政訴訟、調停、ADR、Mediation

1.研究開始当初の背景

行政紛争を解決するシステムとして、わが 国においては、行政不服審査手続、行政事件 訴訟手続及び国家賠償手続の3つがある。こ の内、国家賠償請求手続は比較的十分に機能 している。しかし、行政不服審査手続や行政 事件訴訟手続は、ほとんど機能していなかっ た。その原因は、制度が国民に利用しやすい ものになっていなかったからであった。 そこで、1999年の司法制度改革で、国民に利用しやすい訴訟制度改革が叫ばれ、行政訴訟は国民が利用されやすいようにかなり改革された。また、行政不服審査手続も改革の検討が進められている。こうした制度改革の基本的な視点は、国民に利用しやすい紛争解決手続又は制度の導入であった。国民に利用しやすい行政紛争の解決手続ということでは、行政紛争に調停的解決を導入することも

一つの方策である。というのは、行政訴訟な ど裁判という紛争解決システムは、口頭弁論 主義というかなり技術的な枠組みの中で、国 民と国などの行政主体が敵対しあう当事者 として関わり、弁護士という専門家を横にお いてしか紛争を解決することができない硬 いシステムである。また、行政不服審査手続 では、審査機関が行政機関なので、決定が行 政に有利になり、効果的な適切な紛争解決が 期待できないという問題があるからである。 この点、調停、Mediation による解決では、 お互いが解決方法を友好的に話し合うとい う柔らかい解決方法であり、かつ国民も積極 的に解決を模索し、自分も納得した解決を模 索できるからである。このことは、ドイツな どが行政紛争について Mediation などの調停 的解決方法を導入していることから明らか である。しかし、現在のところ、わが国では 行政紛争解決における調停的制度の導入は ほとんど行われていない。その原因は、調停 的解決は一種の和解的解決であり、そのこと が行政活動の基本原理である法律による行 政の原理とどのように調整されるのか、など 未解決の問題が多いからである。

ところで、現在のところ、行政法学におい ては行政紛争への調停的解決方法の導入の 問題を扱った研究書や論文はほとんどない といえる。例えば、大橋真由美『行政紛争解 決の現代的課題』(2005年、弘文堂)は、ア メリカの ADR の現状を報告するもので、日本 における導入とくに Mediation 導入の条件を 検討するものではない。また、ドイツやイギ リスにおける行政紛争における Mediation に ついての研究は、小林博志「行政救済として の裁判官による自主的同席調停 Mediation の ドイツの実験から 」(白山法学1 号)のような紹介論文に留まっていた。そこ で、我々は、行政紛争において調停的な解決 とくに Mediation を導入し、そして、それに 関連した諸問題を検討しようとしているド イツやイギリスの学説や解決事例を検討し て、行政紛争において調停的解決方法 ADR、 Mediation を導入する条件などを包括的に検 討しようとしたのである。

2. 研究の目的

行政紛争の調停的解決制度とくに Mediation はまだわが国に導入されていない ので、我々の研究は、諸外国の制度や理論の 検討ということになる。しかし、我々共同研 究者の研究の理論的な蓄積から、その射程を 絞った。すなわち、ドイツやイギリスにおけ る行政紛争について ADR とくに Mediation の導入について概観し、わが国が行政紛争に おいて調停とくにMediationの手続を導入す るための前提条件などを検討することを目 的とした。

まず、研究の大きな目的を二つ設定した。 第一に、ヨーロッパにおけるいわゆる英米法 的な法制度の国であるイギリスとそれに対 して、いわゆる大陸法的な法制度の国である ドイツがどのような形で行政紛争の解決方 法として調停制度、Mediation を導入してい るのか、を比較検討することを目的した。さ らに、二つの国の行政紛争の解決制度として の調停、とくに Mediationno 導入についての 相互関係、研究交流などの解明も検討するこ ととした。もちろん第二に、イギリス及びド イツ両国の行政紛争の解決方法としての調 停とくに Mediation の歴史、そして、現在の 実態、その抱える問題点やその社会的評価な どを、理論的にかつ実態を分析することをも 目的とした。

そして、個別的な目的としては、第一に、行政紛争に ADR、Mediation を導入する場合、そうした解決方法と、法律による行政の原理や裁判を受ける権利との関係をドイツやイギリスの研究者や判例が理論的にどのように調整してきたのかを検討することとした。そして、第二に、行政紛争についてどのような種類の ADR、Mediation を導入するのが最適なのか、を検討することとした。この点では、裁判手続との関係で、裁判内調停、Mediation と裁判外調停、Mediation が区別され、それらの短所・長所が問題となるであるう。

そして、最終的には、本研究によって、行政紛争の解決手続としての ADR とくに Mediation などの調停手続の導入についての前提条件が明らかにされ、将来的にわが国の 国民にとって利用しやすい行政紛争の解決 制度としての ADR とくに Mediation が導入されることが期待されるものと考えたものである。

3.研究の方法

行政紛争における調停的解決の導入は、そ れは一種の和解的解決を志向するものであ り、紛争当事者としての国等の行政主体が行 うことが出来るのか、問題が出てくる。これ は、法律による行政の原理とのと関係で吟味 されなければならない問題である。また、調 停の利用は国民の裁判を受ける権利との関 係でも問題となる。こうした問題は憲法学で 議論されているので、このため憲法学での研 究が不可欠となる。また、ADR とくにM ediatio などの調停的解決方法については、民 事紛争の解決方法として展開、発展してきた 経緯があり、民事訴訟法学において、調停的 解決方法 ADR とくに Mediation の特徴、長 所や短所について研究が蓄積されている。こ の意味で、民事訴訟法学の研究も不可欠とな る。また、行政紛争に調停的解決方法とくに Mediation を導入しようとすることで、行政 法学の研究はもちろん本研究の中心に位置づけられる。そこで、本研究については憲法学、民事訴訟法学と行政法学の3つの共同研究が望ましいといえる。

そこで、我々は、具体的な研究の方法として、3人の共同研究というやり方をとっている。調停的紛争解決とくに Mediation と法律による行政の原理さらには、裁判を受ける権利との関係は、憲法学に関わるので、主に、憲法学を研究領域とする根森健が担当した。そして、ADR とくに Mediation の類型やそれらの長所・短所の分析検討は民事訴訟学に関わるので、民事訴訟法を研究領域とする三谷忠之が主に担当した。そして、行政紛争とADR とくに Mediation との関係、行政訴訟とMediationとの関係さらには研究の総括は行政法学を研究領域とする小林博志が担当した。

そして、本研究がドイツやイギリスの制度に関わる比較法研究であるので、以下のように3人で分担することした。すなわち、行政紛争に関わる調停的制度についてのドイツの法制度や理論の分析は、留学経験がある小林博志を中心に、根森健、三谷忠之、小林博志が3名がそれぞれの領域を担当することした。そして、行政紛争に関わる調停的制定についてのイギリスに関わる検討は、留学経験のある三谷忠之と小林博志が担当することとした。

本研究は、基本的には、共同研究者である3人がそれぞれが関連する論文や書籍を検討し分析し行うことした。そして、夏休み、冬休みや春休みなどを利用する共同研究会によって、各人の研究の進捗状況や成果などを確認し、研究を相互に調整することとした。また、Eメールなどで、日常的に書籍の購入や論文についての情報、さらには研究についての意見交換を行うこととした。そして、必要があれば、ドイツ又はイギリスにおいて調停的制度について現地調査を行うこととした。

研究成果については、2009年の3月末に行う予定である最終の共同研究会によって纏めを行い、2009年度に発表することとした。一つは、研究成果を共同研究書として出版するものであり、もう一つは、研究分担者が所属する大学の紀要へ個別的に掲載するものである。

さらに、残された課題があれば、別の形で 引き続き研究会を組織し、研究を続けること としたいと考えている。

4. 研究成果

3人の共同研究によって、後述するように、 ADR 又は Mediation によって行政紛争を解 決することの検討がドイツ及びイギリスに おいて盛んになされていることが明らかに なった。

まず、ドイツにおいては、民事訴訟法学を中心として、調停手続としての Mediation の性格、長所や短所などが一般的に議論されている。三谷忠之教授の後掲の研究は、民事訴訟法学における一つの到達点を示したものである。それによれば、Medation には裁判外の手続と裁判内の手続の二つがある。そして、紛争解決の方法の特質として、交渉の内密性・秘密保持義務や解放性、が指摘されている。さらに、Mediatioの費用の少なさとも指摘されている。また、裁判官の関与など民事紛争における Mediation の手続は、民事訴訟法 278 条 5 項などが関わる。

そして、ドイツでは行政紛争の解決方法としてMediationを使う方法が一般化され検討されている。例えば、有名なハーフトとシュリーフェン編のMediation 手引書 Handbuchは、2008 年に第二版が出版されたが、ここには行政法におけるMediationが独立したものとして章をなしているが、これは初版にはなかったものである。また、行政紛争におけるMediationの利用は、ドイツ各州で検討が進められ、それは、調整者 Mediator の教育と養成が各州で分かれて行われていることからも明らかである。

行政紛争における Mediation の手続は、民 事訴訟理論と同じように、裁判外の手続と裁 判内の手続きがある。裁判外の手続では、行 政手続法 54 条の「法令が別段の定めをしな い限り、公法上の法律関係は、契約によって、 根拠づけられ、変更されそして取り消される (公法契約 oeffentlich-rechtlich Vertrag)」 という行政契約の規定が問題となる。つまり、 Mediation の手続は最終的には、当事者の合 意一種の和解契約で解決されるからである。 裁判内の手続では、行政裁判法 87 条の準備 的口頭弁論手続 Vorbereitende Verfahren と くに1項2段1号の「裁判長又は指定裁判官 は、事実関係や法的争点を審査するため、そ して法的紛争の和解的解決 guetliche B eilegung を期するため、関係人を呼び出すこ とができ、そして和解 eine Vergleich を受け 入れることができる。」 や 104 条の裁判官の 質問及び解明義務 Richterliche Frage- und Eroeterungspflicht に関わってくる。という のは、Mediation は裁判官の提案という形で 開始されるからである。さらに、最近では、 前者の一つとして考えられる不服申立てに おいてその利用を検討するシュテファン・ベ ッターの研究もみられる。シュテファン・ベ っターは、現在権利保護手続としてかなり衰 退している不服申立てを活性化する方法と してMediation を捉えようとしている。

そして、ドイツでは、行政紛争のすべての 領域で ADR とくにMediation の利用は活発 ではなく、行政の各領域では、環境法 Umweltsrecht、都市計画、社会法S ozialrecht などの領域での許認可手続に関する紛争についてMediationの利用盛んであるといえる。

そして、イギリスにおいては、行政紛争において ADR・Mediation を利用することが想定されている。すなわち、裁判所が当事者に対して訴えを認める前に、Mediation で解決すべきであるという希望を述べるが、現実にはその手続を利用する者が少ないという実状がある。ただし、公法事件について、ADR・Mediation の利用を勧める意見は強く、行政紛争におけるMediation の利用についての研究が進められている(M・スーパーストーン、D・シュトルツ、C・シェルドン「公法における ADR」S・ボイロン「行政係争における Mediation の繁栄 the Rise」など)。Mediation の導入の問題はタイミング時間調整の問題といわれている。

ところで、イギリスでは、オンブズマンが 調整者 Mediator を指示し、費用を負担する 権限がある。さらに、2007 年審判所、裁判 所及び執行法 the Tribunal, Courts and Enforcement Act 2007 で創設された新しい 審判所では、新しい役割を果たすことが期待 されている。

ドイツ及びイギリスの行政事件における ADR またはMediationの利用の研究は、同時期(2003年など)において盛んに行われており、個別的な制度の違いなどはあるが、相互的な関係が認められるといえよう。そのことは、EU という団体内部での法秩序の形成という問題を含んでいるものと考えることができる。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

三谷忠之、Judth Volkmann, Mediation im Zivilprozess について、白山法学、5号、91 頁と94頁、2009年、査読無し

[学会発表](計 0 件)

[図書](計 0 件)

〔産業財産権〕 出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

[その他]

6. 研究組織

(1)研究代表者

小林 博志 (KOBAYASHI HIROSHI) 東洋大学・大学院法務研究科・教授 研究者番号:80205484

(2)研究分担者

三谷 忠之 (MITANI TADAYUKI) 東洋大学・大学院法務研究科・教授 研究者番号: 40067921

根森 健(NEMORI KEN) 東洋大学・大学院法務研究科・教授 研究者番号:00156168

(3)連携研究者